

《 商品 説 明 書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・変動金利定期預金 《単利型・複利型》								
ご利用いただける方	①単利型 ・個人および法人のお客様 ②複利型 ・個人のお客様のみ								
期 間	①単利型 ・定型方式 1年、2年、3年 ・満期日指定方式 1年超3年未満 ◇定型方式の場合は、お預け入れ時にお申し出いただくと、自動継続(元利継続または元金継続)のお取扱いができます。 ②複利型 ・定型方式 3年								
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000円以上 ・1円単位								
払い戻し方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします。								
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法(頻度) (3) 計算方法	・お預け入れ後6カ月間はお預け入れ時の利率を適用し、お預け入れ日から6カ月毎に当金庫がお預け入れの際に提示する以下の金額階層ごとの定期預金の6カ月ものを指標金利とした利率設定方法により、適用金利を変更します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(お預け入れ金額)</td> <td style="text-align: center;">(指標金利)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 300万円未満</td> <td style="text-align: center;">スーパー定期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 300万円以上1,000万円未満</td> <td style="text-align: center;">スーパー定期300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 1,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">大口定期預金</td> </tr> </table> ①単利型 ・お預け入れ日から6カ月毎の中間利払日(お預け入れ日から満期日の6カ月前の応答日までに到来するお預け入れ日から6カ月毎の応答日)以降および満期日以降に分割してお支払いいたします。 なお、中間利払い日にお支払いする利息は、お預け入れ日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および中間利払い利率により計算いたします。 中間利払い利率： 約定利率×70%(小数点4位以下は切り捨てます) ②複利型 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割り計算を行います。 ・ただし、個人のお客様については、定型方式の3年ものに限って、複利型とすることができます。複利型とした場合は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算による6カ月複利の方法で計算します。	(お預け入れ金額)	(指標金利)	○ 300万円未満	スーパー定期	○ 300万円以上1,000万円未満	スーパー定期300	○ 1,000万円以上	大口定期預金
(お預け入れ金額)	(指標金利)								
○ 300万円未満	スーパー定期								
○ 300万円以上1,000万円未満	スーパー定期300								
○ 1,000万円以上	大口定期預金								
税 金	・法人のお客様 … 総合課税 ・個人のお客様 … 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・法令によるマル優制度をご利用できるお客さまは非課税とすることができます ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乗せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。								
手数料	—								

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様で自動継続扱いのものは総合口座の担保定期とすることができます。 貸越限度額 総合口座の他定期預金と合算した金額の90%以内で最高500万円まで 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
期日前解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、期限前解約利率(注)により利息計算を行います。 この利率で計算した利息額が各中間払い利息額(中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額)より少額の場合は、その差額をお支払いいただきます。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問合せください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 期日後利息 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。

(注) お預け入れ期間と約定期間に応じた期限前解約利率(小数点4位以下切り捨て)

約定期間 お預け入れ期間	1年以上 3年未満	3年
	6カ月未満	普通預金利率
6カ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6カ月未満	—	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%	—
1年6カ月以上2年未満	—	約定利率×60%
2年以上2年6カ月未満	—	約定利率×70%
2年6カ月以上3年未満	—	約定利率×90%